

いつもお世話になります。個々がネット上に「つぶやき」を投稿することで、つながりが発生するコミュニケーション・サービスの『ツイッター』。これに「つぶやき」を投稿して、新たな政府の姿を国民に伝えようと試みる鳩山総理。政治は国民と、そしてビジネスはお客様と、どちらもコミュニケーションは大切です。

365日が楽しくてたまらない!「商売のヒント」

今月の商売のヒント：【できない理由を「探す」人、できない理由を「考える」人】

以前、某テレビ番組で、俳優の石田純一さんが放った言葉が反響を呼びました。

「世の中には2種類の人間がいるんです。できない理由を探す人と、できる方法を探す人」



石田さんの言う「できない理由」とは「言い訳」のことでしょう。やろうとする前に言い訳を考えて、諦めるための大義名分にしている人はたしかにいます。この手の人は、何かにつけ他人のせいにするのが上手で、第三者には「できない理由」というよりも「やらない理由」を自らアピールしているように映ってしまう残念な人たちです。一方、「できない理由」を考えて「できる会社」を目指そうと提言するのが、交換レンズメーカー・タムロンの社長、小野守男氏です。小野社長が考える「できない理由」は次の5つです。

- (1) 今すぐにはできない
- (2) 今のやり方ではできない
- (3) 今の工数ではできない
- (4) 今の資金ではできない
- (5) 今の人ではできない

今すぐできない。つまりタイミングの問題であれば、いつならいいのかを考える。今のやり方がまずいなら、ほかの方法を考える。工数も資金も人もしかり。会社の課題を「できない理由」のどれかに当てはめて、ひとつでもいいから解決していくことで着実に「できる会社」を目指せるというのが、小野社長の主張です。できない理由を「探す」か「考える」か。この差は、それ以降の行動に表れます。探す人は見つけることが目的なので、見つけた時点で「だからできないんだ」と納得して終わり。考える人は結論を導き出すことが目的なので、「できない」を「できる」に変える方法を必死に模索します。

要するに、できない理由を考えることは、今できることを考える前向きで積極的な行動に等しいのです。この不況下でも独創性を発揮して商売の窮地を脱した会社は、必死に考えたのだらうと思います。



今さら聞けない 経済用語

【今月の教えてキーワード：ジニ係数】

イタリアの統計学者ジニが提示した、所得配分の隔たり（所得格差）を測る指数である。結果が「1」に近いほど格差が進行、「0」に近いほど平等な状態であることを示す。世界的にも広く利用されており、一般的には0.2~0.4程度が通常範囲とされている。日本では80年代から緩やかな上昇傾向にあり、格差社会が社会問題となったここ数年間において極端な上昇は見られないものの、米国並みに推移していくという説もある。

痛快! えだまめ君

画: ほりひろみ



知っとこ! 「税務のマメ知識」

【交通違反の「反則金」は経費になるの?】

「従業員が社用車を使用しての営業活動中に、駐車違反で反則金を科せられました。業務遂行中の違反のため、どのように取り扱えばよいのでしょうか?」という交通違反の反則金についての質問がありました。



そもそも交通違反や交通事故などの「反則金」や「罰金」は、個人に対して科せられるものです。ですから、基本的には法人(会社)自体に責任はありません。しかしながら、業務の遂行中になされた行為でもあります。そこで会社で処理する場合には、法人の費用(租税公課)

とすることもできます。ただし法人税では、反則金や罰金などについては損金不算入(税金の計算上は経費にできない)となり、税の負担が生じます。

また、反則金分を給与に上乘せするという方法もあります。この場合、従業員であれば法人の損金となりますが、役員は役員賞与になるので損金となりません。なお、従業員でも役員でも所得税の源泉義務が発生しますのでご注意ください。このように会社がどの方法をとるかによって、「法人」や「個人」の税金の取り扱いが異なります。会社内で統一性を図るためにも、これを機に社内規定の中に「交通違反の取り扱い」を定めておくとも良いかもしれませんね。

今月のあなたの運勢

鑑定: 妙慎

A型

積極的に行動して力量を発揮すると吉。また、周囲と協力すると、更に吉運が高まります。ラッキーカラーは赤!

B型

予定外の仕事や雑用に追われ、肝心な事がなかなか進まないようです。今は焦らず運勢の回復を待ちましょう。

O型

何事も好調な進展が期待できる月です。新規プランに着手するにも良い時期です。早めに準備をすると更に吉!

AB型

運勢に明るさが戻り、公私共に多忙な1ヶ月となりそうです。真心を持って人に接すると人気運が上昇します。

確定申告~医療費控除

多くの方がご存知の医療費控除一年間 10 万円を超える医療費について、所得から控除一ですが、所得が 200 万円以下の場合、所得の 5% が基準となりますので 10 万円以下でも対象となる場合があります。また、申告期間を過ぎても、過去 5 年までは遡って申告することもできますので、思い当たる年があればチェックしてみてもいいかもしれません?

斉藤会計事務所

斉藤会計.JP

〒 160-0022

東京都新宿区新宿 1-23-8 タチハラビル 501

TEL: 03-5368-8761

FAX: 03-5368-8763

ホームページ: <http://www.saito-kaikei.co.jp>

3月の税務・労務

- H21 年分所得税の確定申告・・・3/15
- 個人住民税（普通徴収）の申告・・・3/15
- 個人事業者の H21 年分の消費税の確定申告・・・3/31
- 1 月決算法人の確定申告・・・3/31
- 7 月決算法人の中間申告・・・3/31



4月の税務・労務

- 固定資産税第 1 期分の納付
- 2 月決算法人の確定申告・・・4/30
- 8 月決算法人の中間申告・・・4/30

税務・経理のトピックス

平成 22 年度税制改正について <グループ法人税制>

グループ法人税制とは、100%資本関係がある法人を一つのグループとして単体で課税が行われる制度です。対象となるのは、完全支配関係のあるすべての法人です。

例えば

- ・ 内国法人の 100%子会社
- ・ 外国法人の支配する 100%子会社
- ・ 個人株主で同族関係者（※いわゆる「同族関係者の範囲」→6 親等内の血族、配偶者、3 等親以内の姻族）が 100%所有する会社などになります。これらは親会社や子会社の資本の額に関係なく適用されます。また、取引をする前にグループ税制の適用があるかないかの判断が必要となります。

<平成 22 年 4 月 1 日以後に開始する事業年より適用>

【対象】親会社の資本金が 5 億円以上の場合の、100%子法人

- ・ 受取配当金…会計上は収益として計上されるものの、税務上は益金に算入されず課税所得の計算上控除される。
- ・ 中小企業向け特例措置→適用なし

現行では中小企業の税制の特例の適用は、その会社自身の資本金が 1 億円以下か超かで判定していましたが、改正後は親会社の資本金も判定の対象となります。

【適用されない内容】・ 軽減税率 ・ 交際費の損金算入の特例 ・ 特定同族会社の特別税率（留保金課税）
・ 貸倒引当金の法定繰入率 ・ 欠損金の繰戻による還付制度

<平成 22 年 10 月 1 日から適用>

- ・ 資産の譲渡取引時…課税をしない（グループ間での資産売買による節税ができなくなる）
グループ内（100%資本関係のある国内会社間）で一定の資産の譲渡取引を行ったことにより生ずる譲渡損益について課税の繰り延べが図られ、グループ外への移転等の時に課税される。
※一定の資産とは、固定資産、土地、有価証券（売買目的有価証券を除く）、金銭債権及び繰延資産で帳簿価額が 1,000 万円以上の資産
- ・ 寄附金…一切の利益（損失）を認識しない。
- ・ 現物配当…譲渡損益の計上を繰り延べる。また、源泉徴収等を行わない。
- ・ 非適格株式交換…完全子法人の有する資産を時価評価しない。
- ・ 100%グループ子会社株式の、親法人への譲渡…譲渡損益を計上しない。

（斉藤会計. JP 柳川）



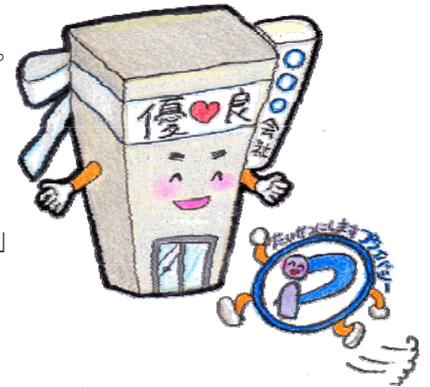
こんにちは、プライバシーコンサルタントの山本晴美です。

さて、私の肩書き「プライバシーコンサルタント」って何をやる仕事でしょう？あまりお馴染みではないと思いますが、これは「企業のプライバシーマーク取得を支援する」ことを目的とした、内閣府の認証資格です。

「プライバシーコンサルタントは知らないけど、プライバシーマークなら知ってるよ」という方、多いのではないのでしょうか。既に取引先から「プライバシーマーク取ってますか？」もしくは「プライバシーマークがないと今後仕事を出せないよ」と言われたことのある方もいらっしゃるかもしれませんね。ということで、今回は、個人情報保護法としばしばセットで登場する『プライバシーマーク』について。その概要と取得までのプロセスをご案内いたします。

■そもそも『プライバシーマーク』とは？

プライバシーマーク（以下、Pマーク）とは、個人情報の保護を適切に行なっていると認められた事業者に、それを示すマークが与えられる認証制度のことです。この「適切に行なっている」かどうかの基準となるのが、日本工業規格である「JISQ 15001:2006」です。Pマークを取得するためには、このJIS規格に定められた「個人情報保護マネジメントシステム」の要求事項を満たしている必要があります。マネジメントシステムとは、「事業者が、ある目的のために方針を作り、それに基づいて計画（=Plan）、実行（=Do）、点検および評価（=Check）、見直しと改善（=Act）を継続的に進める仕組み」のことを指します。各単語の頭を取って「PDCAサイクル」とも呼ばれます。Pマーク取得を目標にこのサイクルを繰り返し、また、取得後もサイクルを繰り返していくことで、個人情報保護の管理能力を高めていくことが求められるのです。ちなみに、このPDCAサイクルを取り入れたマネジメントシステムの規格には、国際規格であるISOやIEC、日本国内の規格であるJISなどがあります。次に、Pマークと個人情報保護法との関係について。一言でいうと、法律よりも要求が多い、すなわち基準が厳しいのがPマークです。法律ではあくまでも「最低限守るべきルール」を定めていますが、Pマークでは、法よりも厳しく定めていたり、さらには法には定めのない、追加的な要求事項もあります。つまり、Pマークを取得することで、「個人情報を適切に取り扱っている、また、その仕組みを継続し向上させられる組織である」ということが認められ、対外的にもアピールできるわけです。



■どうやって取得するの？費用は？

さて、Pマーク取得を考える際、避けて通れないのが、取得にかかる費用と労力です。取得に向けてまず取り組むのが「個人情報保護マネジメントシステム」の構築。具体的な作業の一部を挙げますと、個人情報保護方針の文書化、保有個人情報の洗い出しとリスクの分析、各種規程の整備、新しい業務マニュアルや記録書式類の作成、社内教育、オフィスやパソコン、サーバなど物理的環境の整備、内部監査・・・と、多岐におよびます。こうして作り上げたマネジメントシステムを運用してはじめて、Pマークを申請できるのです。この申請に至るまで、正直に申し上げますとなかなか大変です。申請書類提出後は、書類に関しての文書審査があり、さらには、現地審査があります。これを通過して、晴れてPマークが付与されます。取得にかかる費用は、業種と資本金、従業員数で異なります。いちばん金額が低い小規模事業者の場合、総額30万円程度（審査にかかる交通宿泊費は別途）です。また、Pマークの有効期限は2年間で、更新にかかる費用も発生します。Pマークを取得するかどうか、即決できるものではありません。まずは概要を知り、どう付き合っていくかを考えていかれてはいかがでしょうか。

※参考サイト：財団法人日本情報処理開発協会 プライバシーマーク事務局 <http://privacymark.jp/>